第7章 計画の推進体制、評価・見直し

第7章 計画の推進体制、評価・見直し

1. 推進体制

健康づくりは、市民一人ひとりが健康に関する意識を高め、主体的に取り組むべき課題でありますが、こうした市民の行動を地域や学校、行政等が、それぞれの役割を認識するとともに、お互いのパートナーシップのもとに連携を図りながら一体となって取り組みを推進することが必要です。この章では、健康増進計画の推進を図るための評価や見直しの仕組みを次のとおりに定めるとともに、地域、学校、行政等の各実施主体の役割を明確に示すことにより市民全体による健康づくり運動を推進します。

2. 評価・見直し

1)取り組みの評価

庁内組織での評価

計画の推進にあたっては、毎年その進捗状況を把握、検証するために、「健康増進計画策定作業部会」において目標の進捗状況、達成度の評価を行うとともに、以後の計画達成における課題の抽出、重点的な取り組み事業の設定を見直し検討します。

評価指標の収集

計画の評価にあたっては、実施状況の検証とともに、実施による効果を測定することが必要です。設定した評価指標の状況を把握するために、必要なデータの収集を行います。

中間評価・最終評価の公表

中間評価を平成28年度に実施し、最終評価を33年度に実施します。結果については、市のホームページや広報誌に掲載し、市民への周知に努めます。

2) 計画の見直し

本計画は平成24年度から平成33年度までの10年間について定めた計画です。 毎年の評価と併せて、必要に応じて計画の見直しを行います。